

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年7月1日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから7月1日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方、手を挙げてください。

御質問のある方。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

今日の委員会の第1の議題のほうなのですが、伴委員とか更田委員長から、除染は手段であって目的でないとか、除染を避難指示解除の条件とするのは科学的議論ではないという、ある意味すごい明快な、クリアな考え方が示されたと思うのですが、今後、内閣府が放射線防護方針を持ってくるということなのですが、今後の議論の流れというのはどういうふうになってくるわけでしょうか。

○更田委員長 今後の議論の流れと言われると、今後持ってこられるものにもよることになるのですが、ごくごく感触も含めて言えば、今日の議論を踏まえて、防護対策についてより具体的な生活支援チームの案というものが示されるのだと思います。それに対して、規制委員会としては、コメントなり見解を表すという形になるでしょうし、議事の進み方としては、これは規制庁が提案する提案に対しても1回で終わるケースもあれば2回になるケースもあれば3回になるケースもありますけど、拠点のときの議論では、3回議論が行われた。多くてそういった感じなのかなとは思っていますけど、これは先のことですので。まずは、とにかく生活支援チームとしての案が示されて、それに対して見解を申し上げていくという形になります。

○記者 これは規制委員会にお伺いする話ではないとも思うのですが、その一方で、地元の5町村のほうは、やはり県知事も含めて、除染を前提とするべきだというような意見があり、なかなか対立が起こってしまっているということなのですが、これについても御所感があればお願いします。

○更田委員長 これを対立と捉えるかどうかは、それぞれの捉え方の問題ではあると思います。原子力規制委員会としては、何よりも、そこへ居住される方や、あるいはその土地を利用される方々に対する放射線の悪影響から、そういった人たちを守るということを基本的に考えますから、その考えるための根拠というのはやっぱり状態であって、その状態を丁寧に見ていく。それから、その状態の中で、居住なり土地利用したときに

個人の線量がどうなるのかということをご丁寧に考えていくということだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、左手、ヤマガタさん。

○記者 河北新報のヤマガタと申します。よろしくお願いいたします。

内閣府が具体的にどういう案を持ってくるかにもよるかと思うのですが、復興拠点の議論の際には、個人線量計を持ってもらう。それによって線量管理をするのですとか、あと相談窓口をきちんと整備をするとか、そういう防護策を妥当と判断されたかと思うのですが、今回の対象となるようなケースの場合、更にそれに上乗せを、更に対策を強化する必要性のようなものは感じていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 むしろ、居住を前提といいますか、を考える拠点に比べると、むしろ要件の中で不要なものを外すということもあるだろうと思っています。例えば学校であるとかね。そういったものの整備を進めるということも拠点のときには議論の中にあっただけですが、産業利用であるとか公園であれば、そういった議論というのは俎上に上がってこないだろうと思いますし、それは何とも今の時点でどういう防護策、ああいう防護策というものではないだろうと思います。

○司会 それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。今日の議題に関連してなんですけれども、委員長の御発言にあった、除染は目的であって手段ではないという、その言葉の背景といいますか、それにかかってくると思うのですが、今日の内閣府の説明としては、線量が減っている中でどういうふうに地元の要望を受け止めていくかということだったと思うのですが、委員長としては、その説明に納得というか、ある程度は理解できたということなんでしょうか。

○更田委員長 まず、手段の一つであって目的ではないというのは、これは伴委員の発言ですね。私は、同じように、手段の一つであって、その手段が取られたかどうかの有無を要件として考えるというのは科学的な議論ではないと申し上げました。

それは当然のことながら、除染をやったって線量が高止まりしてしまうような状況だってあるし、それから、もともと除染をしなくても線量が低いところもあるだろうし。ですから、除染はやっぱり手段であって、する・しないではないのですよね。むしろ状態を私たちは見ている。その状態が、居住であるとか土地利用にふさわしいものであったら、それに併せた解除なりを行っていくのがふさわしいだろうと考える。これは放射線防護の考え方です。

それから、今日の支援チームの説明内容は、もともとまだ具体的な防護策が示されているわけではないのですが、そもそも相談の依頼というものは、規制庁に対して行

われたのではなくて、規制委員会に対して行われたものですから、これを受ける、受けないは委員会として決めなきゃならない。そういった意味で、まず経緯も含めて説明してもらって、彼らの依頼を受ける・受けないというのを、やはりこれも公開の場でやるべきだろうという判断で議題になっています。

そして、その説明内容は、まず依頼を私たちが受ける・受けないを判断するに当たっての説明としては十分なものだし、納得のいくよい説明だったというように私は受け止めています。

○記者 分かりました。

少し話が変わってしまうのですが、昨日なのですが、日本学術会議のほうで、原子力安全規制の在り方、課題とあるべき姿という提言がなされたのですが、その中で、まずちょっと御覧になられた所感がもしあればということをお伺いしたと思うのですが、多分8項目ほどに及んでいて、少し指摘も多岐にわたっているのですが、なかなか難しいところもあると思うのですが。

○更田委員長 正直にお答えしますが、昨日だったかな、こういうのが出ましたというのはメールで連絡はもらったのですが、しっかり見ていないので、今ここでコメントするのは控えたほうがいいと思います。中身をちゃんと拝見してからというふうに思います。

○記者 分かりました。その上でというので大変恐縮なのですが、いろいろ指摘、課題の提言がある中で、事業者だけでなく、多様なステークホルダーとのコミュニケーションをもっと進めていくべきではないかという指摘が提言の中に含まれていて、それについては、現状どのようにお受け止めになりますかということをお伺いしたと思うのですが。

○更田委員長 総論といいますか、それは一般論としてももっともなことだろうとは思いますが、何事も程度の問題であって、それから、私たち規制は、被規制者に対して要求なり指導なり指示なり監視なりを行うものなので、大切なのは、被規制者とのコミュニケーションが大切であるということは、これは論をまたない。それから、やはり様々な関係者ということで、御地元であるとか、地元の市町村と、これは実際正直に言うとなかなか調整がつかないのが実態ではあるのだけれども、それでもやはり、現地に行く際にはできるだけそういう機会が持てるようにしている。じゃあ、もっと幅広くなったときに、やみくもに私たち、コミュニケーションを取るのが本務か、本筋かというところ、そこはバランスの問題だと思います。

ですから、それが提言だとすると、ちょっと漠然とし過ぎていて反応のしようがないというのは、私たちは適正なコミュニケーションを心がけていくと、そういうことになるだろうと思います。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。今日の定例会の中で、審査の状況についての話があったかと思うのですけれども、敦賀原発に対して、委員長がかなり厳しい御見解を述べられていて、泊原発と違うというようなおっしゃり方をされていて、今の敷地内断層の話が終わったとしても、周辺の浦底断層の話とかがあって、なかなか先が見えないみたいなことをおっしゃっていたのですが、あえてそういうことをおっしゃった意図みたいなものは、どういう意図があっておっしゃったのか、教えてください。

○更田委員長 審査状況報告というのは、申請をされている方も含めて、今、審査がどういった状況にあるかということをお知らせすることが目的です。ですから、ごくごくざっくりした表現をとれば、今3合目なのか、1合目なのか、5合目なのか、それとも8合目まで来ているのか。できるだけこれを分かりやすく伝えたいということでやっている点があります。

そういったときに、私はあれは厳しい見解のつもりで申し上げたのではなくて、分かりやすい解説のつもりで申し上げたので、泊と敦賀の、泊3号機と敦賀2号機の表を見ると、一見同じように見えてしまいますけれども、それは私たちがうまく表現しきれていない部分があって、一方ともう一方とは随分違うのだよというのを解説したつもりでおります。

○記者 意見の同意を求めるようなことをおっしゃっていたので、何か意図があるのかなと思ったのですけど。

○更田委員長 それは、私の観察が間違っているかどうかを石渡委員に確認した次第です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ツカモトさん。

○記者 毎日新聞のツカモトです。今の質問に重ねてお伺いします。

とはいえ、これまで委員長、リソースの話に触れたりとかも、敦賀2号機の話に関してはおっしゃっていましたが、やっぱり現状の認識としては、今の柱状図の問題とかが仮に納得のいく説明が得られて、クリアしていったとしても、かなり大きいハードルが原電にとってはあるのだという認識を示されたという理解でいいのでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 さらに、そこに対してリソースをつぎ込んでいくというか、振り向けていくことに対しては、どうお考えですか。

○更田委員長 これは再三申し上げているように、一般論ですけども、8合目、9合目で大きな壁にぶつかっているものに対してリソースを投入していくということは、これは理解も得られるだろうし、正当化されるだろうと思います。

ただ、1合目、2合目でずっと停滞しているものにリソースを投入し続けるって、これは別に審査に限らず一般論として、何事に関してもそうですけども、それはやはり考え

ざるを得ないですよ。ですから、今、柱状図の問題、書換えの問題があって、そしてK断層の南へどこまでという議論がありますので、まずはそれを今注視しているところではありますけれども、余りに長期間、1合目、2合目で停滞するようであったらば、これは委員会で議論しなければならないのではないかというのは、前々回か、会見で既に申し上げたとおりです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、クドウさん。

○記者 電気新聞のクドウと申します。私も議題2の関連なのですが、今日の定例会では余りコメントが出なかったのですが、島根2号機の審査が表を見ると随分進捗しているなという印象です。委員長、昨年12月でしたかの島根の現地視察をした際に、島根の審査の進捗状況は中盤というふうに表現されていたと記憶しているのですが、あれからしばらく経って、状況が変わって、現在の御認識がいかがでしょうかということをお尋ねしたいのと、あと、今後の審査で、ここに注視しているというような、ポイントみたいなものがあれば、併せて教えていただきたいのですが。

○更田委員長 そうですね。島根原子力発電所に最後に行って以降は、随分進んだのだと思っています。審査は大きく滞ることなく進んでいるという印象を持っています。それから、特にこれはという首をひねっているような難問が、今、浮上しているかということ、そういう認識は持っていません。

ですので、審査チームとしては着実に審査を進めていくということになるでしょうし、取りまとめに差し掛かるような段階によく論点なり問題点が浮上するということはありませんから、今後の予測を申し上げることは、今の時点ではなかなか簡単ではありませんけれども、島根の2号機については、時間と共に審査のステージは上がっているというふうに認識をしています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。コンドウさん。

○記者 電気新聞のコンドウと申します。また表の話で恐縮なのですが、島根が許可に一番近いのは間違いのないと思うのですが、その後のプラントですね。表を見ると随分地震のほうでやっていて、プラント側の審査がなかなか始まらないと思うのですが、その辺を含めて、人繰りの問題とか、審査体制、特重とか詳細設計の審査もあると思うのですが、その辺、どう考えていますでしょうか。

○更田委員長 そうですね。聞かれてみるとなかなか難しい質問ですね、今のね。確かに特定重大事故等対処施設というのは、事業者からの要望も強い、当然後ろの問題があるので、各事業者共に審査が進むことを強く要望されているので、特定重大事故等対処施設に関しては、これは規制当局としてもきちんと対処していかなきゃならない。

その上で、島根以外のプラントといっても、これは事業者の対応によるところが大きいですが、飽くまで。例えば、泊3号機のケースでいうと、プラントの審査は一通り済ませた段階です。これは私がまだ審査会合に出ている時期の話ですけども、その後、自然ハザードのほうの問題が起きて、それが議論が続いていますけれども、事業者の対応が適正で的確な立証がなされた場合は、今度はまたプラントに戻ってきますけど、プラントのほうで議論するのは耐震と防潮堤等の議論に集中することになりますので、一方でこれから議論に、多くのものは議論に入っていく、東通のケースを見ても、これ、東北の東通ですけども、今、女川が後段規制についての対処がなされている段階で、どこまで東北電力が東通に力を入れてくるかということにも大きく左右されますので、確かに今は島根の次と言われたときに判断がしづらい状況にあるのは事実だと思います。

○記者 ということは、島根のあとのプラントは事業者の対応を見ながら規制当局として審査の体制等々を検討していくというような感じなのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。例えば、今、申し上げた東通であれば、東北電力がどこに設置変更許可という部分に力を注げるかというのは聞かなければならない局面はあるかもしれませんが、それから泊もまだ現地調査に行くまでの説明が十分なものになるかどうか、そして、ふさわしい時期に現地調査が行えるかどうかというのが大きく流れを左右するだろうと思いますし、これは規制当局だけで決まるものでもないし、事業者の思いだけでも決まらないので、それこそ先ほどの質問にもあったようにコミュニケーションを取っていかなければいけないだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

復興拠点以外の地域の活用についての目安について、いま一つ考え方を確認したいのですが、線量として年間20ミリより下回っているというような基本としても、それプラスやっぱり放射線防護の考え方の中にある、ALARAの考え方、合理的に達成可能な限り低くということで考えたときに、これがまず解除なり活用の際に適用されるのかどうかという、適用されるのだとすると除染というのは、実行可能な低減のための措置だと思うのですよね。それがなされない状態でも、オーケーするということの何と云うのだろう、整合性というかをちょっと説明ください。

○更田委員長 放射線防護の考え方に従うとまず第一になされるかどうかは正当化、今、正当化の段階であるのだと思っています。あの状況において、ああいった土地利用なりを居住も含めてになるかもしれませんが、今回の提案は土地利用ですね、が正当化されるかどうかの判断をまずする。

その上で、おっしゃるとおり次は最適化のプロセスで最適化は当然、可能な限り追加的に受ける被ばく線量を下げていくというプロセスになります。これは、規制委員会の

安全・安心の中でも年間20ミリシーベルトを下回るというときには、もともと避難の指示はそこにとどまり続けると20ミリシーベルトを超えてしまうおそれがあるからということで避難指示が出ている。それは裏返せば20ミリシーベルトを下回る状況になった場合には避難指示を解除することができる、しなければならないではないですけれども、することはできるのだろうけれども、その上で更に安全・安心の中にも書いてありますけれども、長期的には1ミリ以下を目指して進めていくと。

そのためには、最適化のための手段というのは様々な防護策があるだろうと思います。ですので、そこで除染だけが取り上げられるけれども、除染は放射線防護対策の一つですので、それがどのような対策として提案されるかというのは今日の議論の中には含まれていないというのが認識です。

○記者 そうすると、除染以外の方法も踏まえた、総合的に見ていくということしかないのですかね。

○更田委員長 一つのポイントは、今、例えば、年間の積算線量を計算するときには空間線量率から換算式を使っていますよね。16時間屋内にいて8時間屋外にいて、その16時間にはある係数を掛けてという形を取って38マイクロシーベルトでしたか、それが20に相当するなんていう。ただ、それは居住を前提としたものだし、また飽くまで過程を重ねたもので、実際私たちは行動調査等の研究なり調査をした場合にはその換算式よりもはるかに、同じ線量率のところにおいても、個人線量率はそこまで高くないという結果を得ています。

更にそれが居住ではなくて、例えば、公園であるとか、それから産業利用というケースになったときには、この換算そのものは例えば屋外にとどまる時間等々は変わってくるから、では違う換算式を使うのかと、これは議論あるところだろうと思います。

ただ、問題をややこしくしない上では恐らく同じ換算式を使うのだろうけれども、これは非常に保守的な過程になります。ですから保守的な過程を終えた上で、なお、20ミリを下回るという議論の中で行っていくものだから防護策にはいろいろなものがあるだろうと思っています。また居住を前提とする場合とは異なってくるということはあるだろうというふうには思います。

○記者 あと、論点全然変わってしまって恐縮なのですが、先週の1Fの事故の検討会で、何とか防護用の蓋のところ、シールドプラグのところはかなり高い放射能が見つかって、割合でいうと事故時の炉内にあったセシウムの1割を超えるような数値になっていたものですから、上から廃炉の際にもかなりいろいろ問題になるのかなとは思いますが、実際はああいったものが上にある状態で上から格納容器のほうにアプローチするというのはどうなるのでしょうかね。

○更田委員長 まずあれは、KEKの名誉教授である、今、技術参与していただいているヒラヤマ先生の放射線測定に基づいてそういった推測をしているわけですが、定量性が極めて高くするのは難しいですが、今マツヌマさんがおっしゃったように、1

割、2割というような相当な量がシールドプラグの裏面辺りにいそうだと。事故分析という観点からすると事故の際にそれだけのものがエアロゾルとして移行していくときにどう運ばれたか、水蒸気がキャリアガスといいますか、水蒸気が運ぶような形だと説明はつくのですけれども、今後の対策に生かしていこうとすると主に漏れてくるのはどこなのだと。こういった動きを抑えれば放出量を抑えられるのだというような教訓を得られるのではないかという期待をしています。

そしてこれから質問にお答えするのですけれども、廃炉にとっては、大問題だと思っています。もしその1割に相当するような量があそこにいたら、単純にシールドプラグをめくれないです。大気中でそういった作業をするのっておよそ考えにくいかなと、それだけの量だと水中下でないと線量高過ぎて、あるいはもう完全無人の遠隔操作みたいなことができれば話は別ですけれども、非常に難問になるだろうと思います。

ですから、事故分析としてのインパクトも決して小さくはないのですけれども、今後の廃炉をいかに作業に当たられる方の安全も考慮しつつ進めるかという観点からすると比較的高い位置に多くの放射性物質があるというのは極めてインパクトの大きな情報だというふうに思っています。

○司会 ほかございますか。

ヒロエさん、挙げていませんでしたか。いいですか。

そしたら、最後ウエノさんで。

○記者 北海道新聞のウエノです。

北海道電力の泊原発について2点お伺いしたいと思います。

まず、北海道電力が泊原発の適合性審査を申請してから今月8日で丸7年となります。ほかのPWRが全て再稼働を果たしているにもかかわらず、泊の審査は長期化しています。規制委として長期化の原因はどういった点にあるとお考えでしょうか。規制委、事業者ともに課題があると思われましたそれぞれ具体的に御指摘をお願いいたします。

○更田委員長 一ついいますか、これは最大の理由ではありますが、北海道電力が活断層の活動性を立証するに当たり、用いていた証拠が、これは火山灰がきれいに見えているというふうに、これがいざ実際に、では、随分前の写真を基に旧規制当局などもそれでこれなら動いてないだろうと判断をしていたわけですが、それがいざ実際に見ようとしたら見えない。ですから、活断層の活動性に関して立証の根拠としていたものが審査が一定程度進んだ段階で崩れた。で、振出しに戻った。これが一番大きいです。それから振出しに戻ってから今度は更にこの火山灰によるものではなくほかの方法で活動性を否定するための立証を行おうとしたわけですが、この立証のためのロジックといいますか、流れが二転三転しているのですね。ですから、ここがやはり圧倒的でプラント側の審査は先ほどお答えしたように一通り終わっています。しかしながら地震動が決まらないことには耐震性やそれから防潮堤の設計等に関しても審査できま

せんので、やはり圧倒的な根拠というのは、立証の根拠としていたものが崩れ去ったというのが最大の理由ですね。

○記者 ありがとうございます。

立証を目指していたのにその根拠が崩されてしまう、根拠が脆弱だったと思うのですが、それについては何が原因だったと思いますでしょうか。

○更田委員長 そうですね。これ、難しいけれども、私はこれ100%北海道電力の責任だとも思っていないで、というのは北海道電力はこういう写真がありますと見せていて、スケッチなり写真なりがありますと、火山灰も。それは非常に明白な証拠だったので旧規制当局も含めて私たちもそれなら審査は前へ、先に進めましょうと審査を進めていた。その大本のところに戻ってきてもたらその証拠が曖昧なもので、今見ようと思っても見えなかった。探したけれどもなかった。ですから北海道電力は入り口の段階に対してもっと慎重であるべきだったろうし、一方、では、これ、100%向こうが悪いとも言わないのは、うちも確認するのだったら、そのスケッチ、写真でなくて「どれどれ見せて」と言って、現地行って見てくるなり何なりということをもっと早くやればよかったのになとは思いますが。

○記者 ありがとうございます。

あともう1点なのですが、先日の株主総会で北電の藤井社長が「運転期限の40年を9年後に迎える1号機と、11年後に迎える2号機について、20年間の延長申請を検討する」という趣旨発言をしました。いずれも再稼働すらしていない状況ですが、実現可能性を含め、この発言についての受け止めをお願いいたします。

○更田委員長 これは規制当局として受け止めといったようなものを申し上げるものではなくて、飽くまで事業者の判断だと思いますけれども、また随分先の話でもあるなとは思いますが。

今、3号機について進めている議論というのは1・2号機も含めて泊発電所の全体を左右する議論なので、仮にというか、こういう条件付の話をするのはふさわしくないけれども、3号機の立証が、北海道電力がきっちり行うことができれば1・2号機というのは3ループと2ループの違いはありますけれども、3号機の議論での立証が北海道電力によってしっかりとなされれば1・2号機にそんなに3号機のような時間がかかるということはないだろうとは思いますが。

○記者 ありがとうございます。

ただ、現在の審査で、F-1断層の上部の小断層のことなんかはかなり前回の審査会合でも厳しい御意見が相次いでいたかと思えます。そういった面も含めるとさらなる長期化も時間がかかってしまうのかなとも思うのですが、そういったことも含めてそんなに時間がかからないと思うとおっしゃったのか。

○更田委員長 いや、3号機の議論次第というふうに申し上げて、3号機の議論がきれいに、もし北海道電力が思うように、きれいに進むのであれば、立証がちゃんとできるのであ

れば、そうすると1・2号機の審査をするときにはそれほど大きな論点は残っていないだろうという意味で申し上げたのであって、それより手前の3号機の議論はまだ今の段階で、予断は許さないと思っています。しかし、これ、時間がかかるということに関しては様々な方面から御批判もあるのだけれども、これは泊発電所の安全性を考える上で大変重要な論点なのでしっかり議論をして、しっかりした立証を求める必要があるだろうというふうには思っております。

○記者 ありがとうございます。

立証を求めるということはきちんと立証が科学的な根拠に基づいてできれば再稼働までゴールが見えるということでしょうか。

○更田委員長 できればですし、できなければ駄目だということですよ。

○記者 そうなるとまた時間がかかる可能性もあるという。

○更田委員長 時間がかかるというか、立証ができない状態で私たちが許可を出すということはありません。

○記者 今、現在で立証ができていないということによろしいですか。

○更田委員長 はい。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、最後にヒロエさん。

○記者 共同通信のヒロエといいます。

今後、帰還困難区域の空間線量が自然減衰であるとかで、どんどん低減されていく状況を迎えていく中で、除染について手段の一つだという発言が、何かこの今回のその議論がずっと広がって、除染が余り必要なくなるのではないかというメッセージにもちょっと僕には聞こえたのですけれども、その辺りをちょっともう一度その除染が飽くまで手段の一つだというのは、その今後どういうふうになっていくのかという、ちょっと漠とした質問ですみません。

○更田委員長 除染が手段の一つというのは、これが理解いただけていると思うのですよ。除染だけが唯一の手段ではないし、そしてしかし先ほどマツヌマさんからの御質問にもありましたよね、ある要件を満たしていればそこで放射線防護の努力というのは終わるわけではなくて、その後最適化、ALARAの原則というのか、ALARAの精神にのっとってできるだけ線量を下げる努力をしていくわけです。その中で、地域の状況であるとか、それからその地域の利用の在り方、され方によって幾つもある放射線防護対策の中で除染が非常に重要な地域や利用の形態もあるだろうし、除染でなくてほかの策が有益な地域や利用形態もあるでしょうから、一律に考えるべきではなくてそこには地域の状態やそれからその利用のされ方に合わせた防護対策というのを柔軟に考えていく必要があるだろうというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—